

2021年6月1日

一般社団法人 金融先物取引業協会

会員に対する処分について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分を行いました。

記

I. 株式会社FXプライム by GMO

1. 処分を受けた協会員名

株式会社FXプライム by GMO

2. 処分内容

譴責

3. 処分理由

○ 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為

同社は、ウェブサイトにおける広告及び雑誌広告（以下、これらの広告を総称して「ウェブ広告等」という。）を行っているところ、2017年9月6日から2019年11月18日までの間のウェブ広告等に関して、以下の問題が認められた。

- ① 同社が提供する店頭外国為替証拠金取引の取引ツールに係る当社システムは、成行注文の場合、顧客が発注した時点から約定処理がなされる時点までの間に為替相場の変動が生じた場合、発注時点の価格と実際の約定価格との価格差（以下「スリッページ」という。）の発生を排除できない仕様となっている。そして、同社は、当該システムの仕様について、2014年にスリッページに関して行った社内検討においてシステム部門責任者から報告を受け、取締役及び法務コンプライアンス部長等で認識を共有していたほか、その後も顧客からスリッページが発生しているとの情報が寄せられており、少なくとも2018年に寄せられた情報は代表取締役社長、取締役、部長及びグループ長等で共有していた。
- ② そうした中、2017年から2019年にかけて同社が調査を依頼した外部の調査会社であるA社によるスリッページの発生率等に関する調査結果において、実際には同社システムにおいてスリッページが複数回発生していたことが確認されていたところ、同社は、上記のとおり自社のシステムの仕様を認識しており、かつ、少なくとも2018年の調査において、A社から、スリッページが発生していることをうかがわせる報告を口頭で受けていたにもかかわらず、その詳細な状況の確認を含め、自社システムでスリッページが発生する可能性を実質的に検証するための措置を何ら実施することなく、A社の調査報告書（スリッページが複数回

発生していたとの調査結果が記載されていないもの。)を引用する形式であれば問題ないものと考え、ウェブ広告等の中に、「スリッページなし(0%)、A社調べ」との著しく事実と相違する記事を掲載した。

- ③ なお、同社のコンプライアンス部門による広告審査及び監査部門による内部監査は、自社のシステム仕様においてスリッページが発生する可能性を認識していたにもかかわらず、形式的な表現上の審査及び監査に終始し、スリッページの発生状況に関して著しく事実と相違する表示を見過ごしていたと認められる。

4. その他

本処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、同社に対し、定款第16条に基づき、広告審査態勢を構築するなど、金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定するよう勧告を行いました。

II. サクソバンク証券株式会社

1. 処分を受けた協会員名

サクソバンク証券株式会社

2. 処分内容

過怠金100万円

3. 処分理由

- 同社に対し、2020年7月31日付で金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第56条の2第1項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第40条第1項の規定に基づく報告を求めたところ、以下の事実が認められた。

- ・ 同社の顧客の個人情報等を管理する外部委託先が第三者による不正アクセスを受け、38,026名分に及ぶ多数の個人情報(氏名、生年月日、住所、電子メールアドレス等(750名分の運転免許証、パスポート、個人番号カード等といった本人確認書類等の画像データを含む。))が漏えいした状況において、システムリスク管理や外部委託先管理に関して、十分な再発防止策が講じられていない。

本件は、個人情報の漏えい規模も大きく、かつ2017年に発生した同様な情報漏えい事案と同様にFX業界に与えた影響は大きく、業界の信頼を失墜させたと考えられる。

4. その他

本処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、個人情報の安全管理措置義務と外部委託先の監督義務を履行するため、システムリスク管理及び外部委託先管理に関して、適正かつ確実な業務運営を確保するための態勢を構築するよう勧告を行いました。

以 上